

第254回長崎県私立学校審議会会議結果

1. 日 時

平成30年9月3日(月) 14時00分～15時40分

2. 場 所

長崎県庁3階311会議室

3. 出席者

小田副会長、松永委員、福谷委員、松島委員、内田委員、中川委員、
安部委員、宮崎委員、牧山委員、内橋委員、大谷委員、山口委員 計12名

4. 議 題

(1) 会長選出

(2) 副会長選出

(3) 諮問事項に係る審議

ア 「長崎南山高等学校」の収容定員に係る学則の変更

イ 「長崎女子商業高等学校」の収容定員に係る学則の変更

ウ 「純心女子高等学校」の収容定員に係る学則の変更

エ 「西海学園高等学校」の収容定員に係る学則の変更

オ 「島原中央高等学校」の収容定員に係る学則の変更

カ 「創成館高等学校」の収容定員に係る学則の変更

キ 「九州文化学園小学校」「九州文化学園中学校」の設置

ク 「ながさき東そのぎ子どもの村小学校」の設置

ケ 「Kokoro College Japan」の収容定員に係る学則の変更(事業計画)

5. 会議結果

(1) 会長選出

竹本委員を選出した。

(2) 副会長選出

小田委員を選出した。

(3) 諮問事項に係る審議

ア 「長崎南山高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

平成21年度より入学者数が収容定員を割り込み始め、以降入学者数は230名から260名前後で推移している。

今後の長崎市内近郊の児童生徒数は更に減少傾向で、急激な増加は見込めないものとして、平成31年度より入学定員を20名減員して1学年280名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

イ 「長崎女子商業高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

平成 30 年度に収容定員を 720 名から 600 名に減員したが、その後も少子化等の影響により、入学者数は定員を下回る状況で推移している。

また、本校の生徒募集対象者となる 15 歳年齢人口は年々減少傾向で、本校の生徒募集については、今後ますます厳しい状況が続くと予想されることから、平成 31 年度より入学定員を 50 名減員して、1 学年 150 名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

ウ 「純心女子高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

少子化に伴い、中学生の数が急速に減少している中、近年、収容定員数と実際の生徒数が乖離する状況が続いている。そのため、今後の中学生の減少及び本校の入学者数の推移等を勘案した上で収容定員の見直しをし、平成 31 年度より入学定員を 60 名減員して、1 学年 180 名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

エ 「西海学園高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

少子化の進行により、平成 31 年度以降も入学者の減少が予想され、現行の収容定員を満たすことは不可能と判断したため、入学定員を 30 名減員し、平成 31 年度より 1 学年 130 名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

オ 「島原中央高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

島原半島唯一の私学として地域の方々と連携を強化しながら、半島内、県内就職増を目指している。過去数年の実績から運動部活動(野球部、サッカー部、剣道部)の生徒で 30 名強の入学生を見込んでいる。また、運動部活動以外の生徒についても、例年通りの入学生数を見込んでいることから、平成 31 年度より入学定

員を 15 名増員し、1 学年 55 名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

カ 「創成館高等学校」の収容定員に係る学則の変更

〔認可申請の趣旨〕

少子化傾向の中、8 年連続で定員を上回る入学生を受け入れている。この 5 年間を見ても、平均志願者数が定員の 3.4 倍、県外からの入学者は平均 40 人を受け入れており、生徒保護者からも高い評価を受けている。今後さらに、長崎県外からの新入生募集活動推進と、卒業時の長崎県内への進学・就職を維持拡大するため、平成 31 年度より普通科の入学定員を 30 名増員し、1 学年 230 名、デザイン科とあわせて 1 学年 270 名とする学則変更を行うもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

キ 「九州文化学園小学校」「九州文化学園中学校」の設置

〔認可申請の趣旨〕

学校法人九州文化学園は、「現代社会を主体的に生きるため、広く国際的な視野に立ち、高い知性と豊かな情操の陶冶に努め、たくましい意志と健康な身体を養い、さらに人間として大切な特性と品格の香り高さを身につけさせようとする独自の人間教育を行う。」ことを教育理念としており、これに基づき、特に「語学力」、「IT 教育」、「日本文化教育」を養成していくため、新しく小・中学校の設置を行うもの。

開設の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

ク 「ながさき東そのぎ子どもの村小学校」の設置

〔認可申請の趣旨〕

きのくに子どもの村学園は、長年にわたって英国の A . S ニールやアメリカのジョン・デューイの理論と実践の研究を基に、「自己決定」「個性化」「体験学習」を基本方針としている。その実現のために、従来の教師中心の知識伝達主義と管理主義の教育ではなく、実践面でプロジェクト学習等を取り入れて教育の充実を図っている。すでに 4 県において小・中学校等を設置し、教育実践を行っているが、新しく東そのぎ町の閉校になった小学校を活用して小学校の設置を行うもの。

開設の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。

ケ 「Kokoro College Japan」の収容定員に係る学則の変更（事業計画）

〔事業計画申請の趣旨〕

Kokoro College Japan は平成 28 年 10 月に新規開設され、平成 29 年 11 月 2 日に適正校の通知を受けている。現状の募集状況より、留学希望者のニーズも見込まれるため、現在の校舎を改築し、定員を 40 名増員し、120 名とするもの。

変更の時期：平成 31 年 4 月 1 日

〔審議結果〕原案のとおり承認された。